

## 「株式買入等基本要領」の廃止等に関する件（3月27日）

本委員会は、令和8年3月27日、「株式買入等基本要領」に基づき買入れた株式の処分が完了したこと等に伴い、次の（1）から（3）までの規程を、本年3月31日をもって廃止するとともに、次の（4）および（5）の規程を、それぞれ別紙1. および別紙2. のとおり一部変更し、本年4月1日から実施することを決定した。

（廃止する規程）

（1）「株式買入等基本要領」（平成14年10月11日決定）

（2）「株式買入における買入対象先選定基本要領」（平成14年10月11日決定）

（3）「株式の処分の指針」（平成19年7月31日決定）

（一部変更する規程）

（4）「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日決定）・・・・・・・・別紙1.

（5）「日本銀行組織規程」（平成10年3月24日決定）・・・・・・・・別紙2.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第十二章第三節を横線のとおり改める。

第三節 株式の買入れ等~~削除~~

~~（株式の買入れ等）~~

第四十九条の五 当銀行は、~~第四十八条に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、株式の買入れ等を行う。~~~~削除~~

~~一 相手方~~

~~買入れの相手方は、当銀行への株式売却を希望する銀行であつて、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、株式保有リスクが経営に与える影響等を考慮して当銀行が定める基準を満たすものとする。~~

~~二 買入れの対象となる株式~~

~~買入れの対象となる株式は、金融商品取引所に上場されている株式のうち、当銀行の財務の健全性確保の観点から、発行企業の信用力、市場の流通性等を考慮して当銀行が定める基準を満たすものとする。~~

~~三 買入れの方式~~

~~買入れは、当銀行を委託者兼受益者とし、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものを受託者とする信託を行い、当該信託にかかる信託財産として株式を買い入れる方式により行う。~~

~~四 買入れの価格~~

~~買入れの価格は、買入申込日の金融商品取引所における売買高加重平均価格又は最終の売買成立価格のいずれか低い価格とする。~~

~~五 買入れを行う期間~~

~~買入れは、平成二十二年四月末まで行う。~~

~~六 買入れの限度~~

~~イ 株式の買入れの総額は三兆円を限度とする。ただし、平成二十一年二月~~

~~三日以降の買入れの総額は一兆円を限度とする。~~

~~ロ 買入れの相手方別の買入限度額は、買入申込日の直前期末（中間期末を含む。）における銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三条第一項に規定する株式等の保有額から基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）に定める基本的項目の額をいう。）を控除した額又は累計七千五百億円のいずれか低い額とする。ただし、平成二十一年二月三日以降の買入対象先別の買入限度額は累計二千五百億円とする。~~

~~ハ 買入れの対象となる株式別の買入限度は、本行の保有する当該株式の数が総株主の議決権の百分の五に達するまでとする。ただし、総株主の議決権の百分の五を超えない場合であっても、当該株式の本行保有額が、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から当銀行が定める金額に達する場合には、当該金額に達するまでを買入限度とする。~~

#### ~~七 買入れた株式の議決権行使~~

~~買入れた株式の議決権行使については、次に掲げる事項を考慮してその指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従ってこれを行わせる。~~

~~イ 議決権行使は当銀行の経済的利益を増大することを目的として行われること~~

~~ロ 株主の利益を最大にするような企業経営が行われるよう議決権を行使すること~~

#### ~~八 買入れた株式の処分~~

~~買入れた株式は、平成三十八年三月末までに、株式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分する。ただし、平成二十八年三月末までの間は、当銀行が特に必要と認める場合を除き、処分を行わない。買入れた株式の処分については、次に掲げる事項を考慮してその指針を定め、信託銀行のうち当銀行が適当と認めるものに、当該指針の範囲で善管注意義務に従ってこれを行わせる。~~

~~イ 当銀行の損失発生を極力回避すること~~

~~ロ 処分時期の分散に配慮すること等により、当銀行の株式処分により株式~~

~~市場に与える影響を極力回避すること~~

(附則)

この業務方法書の一部変更は、令和八年四月一日から実施する。

「日本銀行組織規程」中一部変更

- 第 16 条を横線のとおり改める。

(金融機構局の事務)

第 16 条 金融機構局においては、次の事務をつかさどる。

一 }  
二 } 略 (不変)  
三 }

~~四 買入れ株式に係る信託の受託者の選定~~

~~五 四~~ 略 (不変)

~~六 五~~ 略 (不変)

~~七 六~~ 略 (不変)

- 第 22 条を横線のとおり改める。

(業務局の事務)

第 22 条 業務局においては、次に掲げる業務に関する事務及び代理店に関する事務をつかさどる。ただし、他の所掌に属するものを除く。

一 }  
二 } 略 (不変)  
三 }  
四 }  
五 }  
六 }  
七 }  
八 }  
九 }  
十 }  
十一 }

~~十二 買入れ株式に関する業務~~

~~十三~~ 略 (不変)

~~十四~~ 略 (不変)

(附則)

この組織規程の一部変更は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。